

アドミニストレーション

第5巻2号

1998年12月

論 説

農協信用事業の現状と問題点

.....秋山 喜文 (1)

Die “Dienstleistungs-” und “Informationsgesellschaft” :
eine Gesellschaft ohne Massenarbeitslosigkeit ? [II]

.....米沢 和彦 (23)
Günther Schönbauer
嘉目 克彦

高度資本主義と世界福祉国家 —官僚制批判とマルクス主義—

.....久間 清俊 (43)

判例研究

「相続させる」遺言と登記手続きについて

.....赤松 秀岳 (98)

熊本県立大学総合管理学会会則

第1章 総則

【名称】

第1条 本会は、熊本県立大学総合管理学会と称する。

【事務所】

第2条 本会の事務所は、熊本県立大学総合管理学部資料室に置く。

【目的】

第3条 本会は、総合管理学（アドミニストレーション）に関わる研究および発表を目的とする。

【事業】

第4条 本会は次の事業を行う。

- (1) 機関誌「アドミニストレーション」の発行
- (2) 研究会、講演会の開催
- (3) その他評議員会において相当と認めた事業

第2章 会員

【会員】

第5条 本会は、次の者をもってその会員とする。

- (1) 熊本県立大学総合管理学部の教授、助教授、常勤の講師および助手（普通会员）
- (2) 熊本県立大学大学院アドミニストレーション研究科の大学院生（院生会員）
- (3) 熊本県立大学総合管理学部の学生（学生会員）
- (4) 熊本県立大学総合管理学部・大学院の卒業生および評議員会の承認を得て入会した者（特別会員）
- (5) 熊本県立大学名誉教授にして過去に本会の普通会员であった者、およびその他評議員会において推薦した者（名誉会員）

【会費】

第6条 会員は、会費を納めなければならない。但し、名誉会員についてはこの限りではない。

2 会費については評議員会が別にこれを定める。

【「アドミニストレーション」の無料配布】

第7条 会員は、無料にて「アドミニストレーション」の配布を受けることができる。但し、発行日より5年経過した場合はこの限りではない。

第3章 運営

【役員】

第8条 本会には以下の役員を置く。

- (1) 会長
- (2) 評議員
- (3) 理事
- (4) 監査役

2 本会は、上に挙げた役員の外、必要と認めた場合には、名誉会長を置くことができる。

（略）

熊本県立大学総合管理学会

名誉会長 手島 孝（熊本県立大学学長）

会 長 渡邊 榮文（熊本県立大学総合管理学部学部長）